

平成24年度 教育委員会の事務の点検・評価制度

(平成23年度事務事業対象)

I	事務事業の点検・評価の概要について	
1	事務事業評価とは -----	P 1
2	指宿市教育委員会における事務事業評価制度 -----	P 1
3	評価対象事務事業について -----	P 4
II	事務事業の点検・評価の内容及び結果について	
1	評価の観点 -----	P 5
2	観点別評価 -----	P 5
3	評価の結果 -----	P 5
III	外部評価委員の意見及び提言 -----	
	【教育総務課】 -----	P 6
	① 各種奨学資金の貸付・支給	
	② 各種奨学資金償還金の徴収	
	【学校教育課】 -----	P 8
	③ SC, SSW配置事業	
	④ 校区内安全マップの見直しと点検	
	【社会教育課】 -----	P 10
	⑤ 市民講座開設事業	
	⑥ 企画展開催事業	
	【市民スポーツ課】 -----	P 11
	⑦ 学校体育施設開放事業の推進	
	参考資料	
	○ 指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱 -----	P 12
	○ 指宿市教育委員会外部評価委員会委員名簿 -----	P 13

平成25年1月

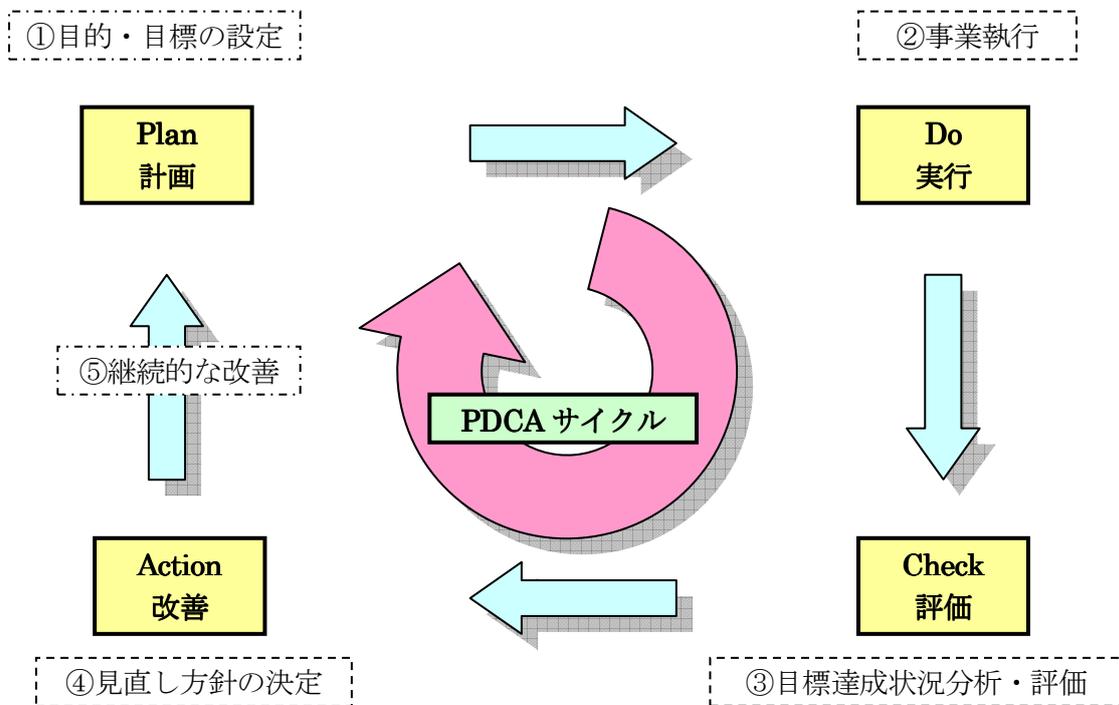
指宿市教育委員会

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA (Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善) という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、指宿市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度を導入しております。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

- ① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底
事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。
- ② 効率的で質の高い行政の実現
教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけでなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。
- ③ 成果重視の行政の実現
成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

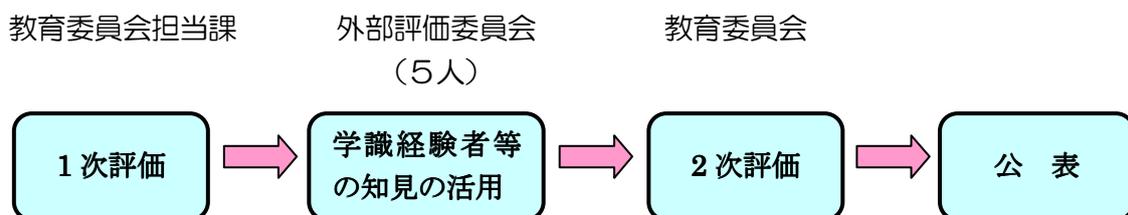
(3) 評価対象事務事業

指宿市総合振興計画及びそれに基づいた指宿市教育行政施策事業で、前年度から引き続き実施している事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、外部評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

- | | | |
|-------|-----|--|
| 平成24年 | 7月 | ・点検・評価の対象テーマの設定
・事務事業評価シートを作成
・1次評価の実施（教育委員会事務局） |
| | 8月 | ・第1回外部評価委員会（制度説明，事業説明） |
| | 10月 | ・第2回外部評価委員会（評価委員の意見聴取）
・評価委員の意見等への対応 |
| | 11月 | ・教育委員への説明
・2次評価の実施（教育委員会） |
| 平成25年 | 1月 | ・議会へ報告書提出
・評価結果の公表（市ホームページ等） |

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や外部評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対する改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	<ul style="list-style-type: none">・ 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か。(ニーズの度合)・ 上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か。(目的妥当性の度合)・ 市が関与しなければならない事務事業か。(公共性・公益性の度合)
効 率 性	<ul style="list-style-type: none">・ 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られているか。(費用対効果の度合)・ 効率的な方法で事務事業を実施しているか。(同じ経費でもっと効率的な方法はないか。)・ 活動量に対してコストの削減余地がないか。(コストを下げる工夫はなされているか。)
有 効 性	<ul style="list-style-type: none">・ 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか。(上位施策に対する貢献度はどの程度か。)・ 成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か。(達成度合)・ 目的を達成するための手段(実施方法)は有効か。(手段の有効度合)

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について

番号	課名	重点項目	施策	事業名
1	教育総務課	IV 奨学資金制度の利用促進		① 各種奨学資金の貸付・支給
2				② 各種奨学資金償還金の徴収
3	学校教育課	IV 生徒指導の充実	2 不登校児童生徒等への支援	③ ※ SC, SSW配置事業
4		X 学校安全の充実	1 安全指導の徹底	① 校区内安全マップの見直しと点検
5	社会教育課	I 生涯学習推進体制の充実	2 学習情報の提供及び学習機会の拡充	① 市民講座開設事業
6		VII 考古博物館「時遊館 COCCO はしむれ」の管理運営		① 企画展開催事業
7	市民スポーツ課	III 体育施設の効率的活用		③ 学校体育施設開放事業の推進

※ SC・・・スクールカウンセラー

学校におけるカウンセリング機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者を学校に配置し、児童生徒の問題行動等に解決に資する。

※ SSW・・・スクールソーシャルワーカー

生徒指導上の課題に対応するために、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境の問題への働きかけを行う。

事務事業の点検・評価の内容及び結果

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ、公共性・公益性）、効率性（費用対効果、コスト削減）、有効性（貢献度、目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価

事業名	妥当性	効率性	有効性
①各種奨学資金の貸付・支給	妥当	妥当	見直し必要
②各種奨学資金償還金の徴収	妥当	妥当	見直し必要
③SC, SSW配置事業	妥当	見直し必要	見直し必要
④校区内安全マップの見直しと点検	妥当	妥当	見直し必要
⑤市民講座開設事業	妥当	見直し必要	妥当
⑥企画展開催事業	妥当	妥当	妥当
⑦学校体育施設開放事業の推進	見直し必要	見直し必要	妥当

3 評価の結果

事業名	評価（まとめ、課題等）
①各種奨学資金の貸付・支給	市の奨学資金は、育英財団等の他の奨学資金と比べ、申込時期が遅いことも申込者が少ない要因となっていることから、予約募集も含めた申込時期の見直しを検討する。また、保証人の緩和については、「返還能力のある保証人2人」を最低条件とした見直しを行う。
②各種奨学資金償還金の徴収	奨学資金の滞納整理については、これまで、滞納が目立つ方のみ行っているため、「滞納整理マニュアル」を作成するなどして、定期的・段階的な滞納整理ができるような体制を整える。
③SC, SSW配置事業	SC, SSWは、県の委託事業で派遣を受けており、一人で県内の複数の学校を兼任している。 県予算の関係で派遣回数・時間を増やすことが難しいことから、学校、家庭教育に関する問題解決を促進するために、心の教室相談員の勤務体制を拡充し、双方の連携を強める必要がある。このことから、心の教室相談員の中学校全校への配置、相談日数・対応時間の増を検討する。
④校区内安全マップの見直しと点検	今後、安全マップの見直しの際に、通学路と避難場所を明記するよう各学校に指導していく。また、様式についても他の学校を参考にしながら、校区民にも配布できるようなものになるよう改善を求めていく。
⑤市民講座開設事業	地域性に配慮した講座の設定
⑥企画展開催事業	市民の誇りと自信を持てる郷土の紹介
⑦学校体育施設開放事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設一般開放については、今後、学校側と協議し、事務手続きの簡素化改善を目指していく。 管理報酬の支払いは、利用頻度により報酬と消耗品の支出ができないか検討していく。 プール開放は、PTA主体の運営を協議検討する。市は監視員講習会の開催を行なう。管理報酬は、運営費支給の方法を検討していく。

平成24年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
(教育総務課)	各種奨学資金の貸付・支給	償還のことも含め、本人の意思確認が一番必要だと思うので、奨学生の意思を確認するためにも、本人、保護者を含めた面談を行う必要があるのではないか。	現在、奨学資金採用者に対しては、採用決定後、保護者を対象として面談を実施し、奨学資金の概要等の説明を行うとともに、保護者から奨学生本人への奨学資金の説明もお願いしているところである。 本人が、市の奨学資金の貸与を受ける奨学生となることを自覚するためにも、本人を交えた面談を行うよう検討したい。
		この制度はたいへん良い制度である。せっきやくこのような制度が設けられているので、その目的などを広く市民に広報し、十分活用してもらえよう申込時期を早める等の工夫改善を行ってほしい。	奨学資金制度の市民への広報については、指宿市及び大重・岩崎奨学資金が4月号、新小田奨学資金が5月号の広報紙及び市ホームページでの掲載や近隣の学校（指宿高・指宿商業・山川高・穎娃高）への募集案内を行っている。 市の奨学資金は、育英財団等の他の奨学資金と比べ、申込時期が遅いことも申込者が少ない要因となっていることから、予約募集も含めた申込時期の見直しを検討したい。
		現在の経済の状況をみてもこの事業は必要である。 条件の緩和によって利用増を図ったほうが良いと考えられるが、条件の緩和も必要最小限のものでなければならぬと思う。 また、民生委員やS Wの活用を行い、制度の広報を図ることや時代を考慮し、金額を見直す等の工夫も必要であると思う。	申込要件に、連帯保証人があり、「保護者以外の指宿市内在住の成年者で、返還能力のあるもの2人」としているが、規則の解釈が曖昧であるため、条件の緩和（返還能力のある保証人2人の条件は必要最小限）を含めた規則の改正を行いたい。 制度の広報については、申込時期の見直しと併せて検討することとし、金額の見直しについては、今後採用する保護者等の意見も聞きながら対応していきたい。（大重・岩崎奨学資金については、出資者である大重氏の意見も聞きながら対応していきたい。）
		指宿市奨学資金及び大重・岩崎奨学資金については、応募者が少ないという状況であるが、なぜ応募者が少ないのか、原因を調査する必要がある。（県育英財団等の貸与者は増えているのではないか。）応募資格等を見直しを含めて、再検討する必要があるのではないか。	指宿市奨学資金及び大重・岩崎奨学資金の応募者が少ないのは、育英財団等の他の奨学資金と比べ、申込時期が遅いことや、指宿市内に居住する成年者の保証人が2人必要であることが主な原因であると考えている。 こうした原因については、早急に見直し（申込時期、条件の緩和）を行うとともに、市民への周知（時期・方法）や貸付金額等についても、今後見直しを検討していきたい。
		せっきやくの制度が利用されないのは残念である。募集の時期、学校への説明、保証人の見直し等を含め借りやすい方向に見直しをしてほしい。	指宿市奨学資金及び大重・岩崎奨学資金については、応募者が定員に達していない状況にあることから、奨学資金の目的を達成するために、見直しができる部分については見直しを行ってほしい。

平成24年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
(教育総務課)	各種奨学資金償還金の徴収	<p>奨学資金の徴収については、これまでの状況では滞納者や滞納額が多いという説明を受けた。</p> <p>制度の原資を確保するという観点から、これまでも督促を行うなど対策を講じているが、結果が芳しくない状況である。</p> <p>今後も、引き続き強い督促を行うなどの処置を講じて、原資の確保に努めていただきたい。</p>	<p>奨学資金の滞納状況については、正規の償還期間より遅れているものが、指宿市奨学資金で17人、3,798,000円、大重・岩崎奨学資金で12人、2,565,000円となっている。このうち、滞納が目立つ者が9人、4,021,000円となっている。</p> <p>これまで督促等を行い、滞納整理を行ってきているのは、滞納が目立つ9人のみであるため、今後は、遅れがちな方(20人)についても、督促等を行うなど、早めの対応を行い、原資の確保に努めていきたい。</p>
		<p>奨学資金制度を維持するために必要なことである。</p> <p>今まで通り督促を行いつつ、給与から直接引き落とし等の手続きを行うようにする必要もあると思う。</p> <p>また、最終的には保証人に支払っていただく必要もあると思う。その為にも、申込時、保証人は必ず必要であり、条件を緩和しても支払い能力のある人をあげてもらわなければならないと思う。</p>	<p>奨学資金の滞納整理については、現在、滞納が目立つ方のみ行っている現状であるため、「滞納整理マニュアル」を作成するなどして、定期的・段階的な滞納整理ができるような体制を整えていきたい。</p> <p>また、保証人の緩和については、見直しの必要があると思っているが、「返還能力のある保証人2人」の条件は必要最小限であると考えている。</p>
		<p>奨学資金償還金の滞納状況が400万円を超える状況にあり、滞納者への対応については、早急に対策を取るべきである。督促状や訪問等のほか、電話等、本人から今後の返済について見通しの確約をとる必要がある。また、保護者等による保証人との連携を取るなど、効果的な返納方法についても協議をしたり、専属の担当を配属すべきである。</p>	<p>滞納整理については、「滞納整理マニュアル」を作成し、定期的・段階的な滞納整理を行っていきたい。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)文書による督促 (2)電話による督促 (3)訪問による徴収 (4)本人・保護者を交えた面談 (5)連帯保証人への訪問 <p>などについて、その時期、回数及び内容等を検討し、定期的・段階的な滞納整理ができる体制を整えていきたい。</p>
		<p>貸付けの時は保護者を通じて支給しているの、償還時もっと厳しく督促を行っても良いのではないか。</p>	<p>本来、償還は本人が行うべきものであるが、保護者が償還しているケースが多い。</p> <p>貸付け時の本人面談での説明と併せて、償還時にも、本人と保護者の両方に督促等を行っていきたい。</p>

平成24年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
不登校児童生徒等 への支援 (学校教育課)	SC, SSW配置事業	<p>度重なる教員の不祥事等には、これにいたるまでの心のストレスがあると思う。児童生徒同様、教員の心のケア(相談)にも上手く対応できるような方法は考えられないか。</p>	<p>SC(2人)は、児童生徒等の臨床心理(悩み・相談)に関して高度な専門的知識・経験を有する心理の分野における専門家で、1人平均で年15回、1回当たり3時間、拠点校へ派遣している。</p>
		<p>いじめや不登校については、残念なことであるが、学校においては喫緊の課題である。学校でも、それぞれ具体策を講じ、取り組んでいるところであるが、説明のあったように課題が残っている状況である。</p> <p>そこで、スクールカウンセラー事業やスクールソーシャルワーカー事業等との連携を強めながら、いじめや不登校の解消に努めていただきたい。また、県の予算が縮小されている状況から、今後は、市の予算でのバックアップを強く要望したい。</p>	<p>SSW(3人)は、家庭や児童生徒が置かれた環境に働きかけ、改善が図られるよう関係機関とのネットワークを構築し、連携、調整する福祉の分野における専門家で、1人平均で月5回、1回当たり3～4時間、拠点校へ派遣している。</p> <p>SC, SSWともに、県内の複数の学校を兼任していることから、時間的制約もあり派遣回数を増やすことは難しい状況である。</p> <p>本市では、市の一般財源で、いじめや不登校の解消等に努めるため、「心の教室相談員」を中学校4校に、「子どもと親の相談員」を小学校1校に、不登校対策として、「はしむれ教室」を開設し「はしむれ教室指導員」1名を配置している。</p>
		<p>現代の学校の状況から見て、必要な事業であると思う。</p> <p>本来、各校1人が望ましいと思うが、予算的に厳しいと思うので、各相談員や民生委員等との連携を図り、充実していく必要がある。</p> <p>また、学校職員等にも研修会等を行いSCやSSW、相談員等の役割について理解してもらい、連携を強める必要があると思う。</p> <p>時間数も減らすより、増やす方向にしてほしい。</p> <p>仕事の内容から時間で区切ってできるものでないと思う。</p>	<p>いじめや不登校などの問題行動については、特に中学生とその保護者への対応を強化する必要があると考えている。</p> <p>今後、SCやSSWと「心の教室相談員」との連携により児童生徒、及び、その保護者の問題解決をよりいっそう促進しつつ、SCやSSWが教師に関わる時間の増大を図る必要がある。</p>
		<p>SCやSSWの配置は、不登校やいじめ等の問題が発生する中、教職員だけでは対応できない状況において、大変効率的であると思われる。特に専門の知識を持たれた方のカウンセリングは効果大きい。今後、学校訪問の日数を増やす、SCやSSWの人数を増やすなど、各学校に応じた対応を図ってもらいたい。</p>	<p>このことから、25年度当初予算に、「心の教室相談員」を中学校全校に配置すること、「心の教室相談員」及び「はしむれ教室指導員」の相談日数・対応時間の増加のための賃金を増額することと、これまで校内中心の相談対応であったものを、必要があれば家庭での訪問相談を受ける体制を整えるための旅費を計上することの2点について、市財政担当課と協議したいと考えている。</p>

平成24年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
安全指導の徹底 (学校教育課)	校区内安全マップの見直しと点検	<p>最近、児童の集団登校の列に車が突っ込み、児童が死傷するというショッキングな事件が全国的に報道された。この機会にそれぞれの学校で改めて校区内安全マップの見直しと点検を行う必要があると思う。</p> <p>この際、再度子どもの目線に立った危険箇所の見直し、洗い出しが必要であるように感じる。</p> <p>また、地域との情報共有を行い、関係機関と協力し、安全対策に努めていただきたい。</p>	<p>安全マップの見直しを含めて、各学校で校区内の通学路における危険箇所の点検をPTAと合同で実施している。その中で関係機関との連携を図る必要がある箇所については、今年度の夏季休業中に緊急合同点検を実施したところである。</p> <p>今後も、警察や道路管理者等の関係機関との連携をさらに密にし、緊急性の高いものには速やかに対応をとるなど安全対策に努めたい。</p>
		<p>校区内の安全マップについては、作成したマップを学校関係だけでなく、地域住民にも広報し、共有するだけでなく、地域ぐるみで活動する必要がある。また、一次評価にある「津波」を想定した避難場所については、「地震」も含め、海岸線に近い学校が多く存在する中、早急に避難場所の選定も検討する必要がある。同時に、国道等、交通量が多い中、学校から避難場所へ移動する安全性に対しても、然るべき方法を検討すべきである。</p>	<p>今後、学校で作成した安全マップについては、学校便りと同様に、地域にも広報するなど周知を図る手だてをとるよう各学校に指導したい。そうすることにより、地域の人々の児童生徒に対する安全への意識が高まり、様々な情報も集まりやすくなると考える。</p> <p>また、地震や津波に対する各学校の避難訓練を通じて、より安全な避難場所の確認を行いたい。また、避難経路に交通量の多い場所がある学校については、安全対策が十分図られるよう職員の共通理解を図り、役割分担を明確にするよう指導したい。</p>
		<p>学校毎に独自のマップとなっているが、本来の通学路はどこなのか、避難場所はどこなのか、誰が見てもわかるよう統一性をもたせることが必要であると思う。</p>	<p>安全マップは、学校や地域の特性の違いがあるため、学校独自で作成している。</p> <p>今後、各学校において、お互いの安全マップを参考にしながら、改善したり、避難場所や通学路を記載するなど共通事項を確認しながら、盛り込んでいくよう指導したい。</p>

平成24年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
学習情報の提供 及び学習機会の拡 充 (社会教育課)	市民講座開設事 業	生涯学習社会の実現という観点か ら、市民講座の開設は学習機会を与 える大切な事業の一つであると考えら れる。このことから、市民のニーズを大 切にし、講座や講師の選定には努力が 必要である。また、ニーズにあった講 座の開設ができれば、それなりに受講 者の確保も可能になり、受益者負担 の考えから、受講費・材料代等の受講 者負担も当然のことである。これまでの 実態や反省を生かしながら、講座の充 実を図る努力をお願いしたい。	市民講座は、生涯学習社会の実現の ため、市民のニーズに応え、様々な地 域課題や現代的課題を学習する場とし て開設しているもので、自学自習の精 神を講座運営の柱とし、学習の成果を 人づくり、まちづくりに活かすことを 目的としています。 市民のニーズについては、生涯学習 フェスティバルでのアンケート等を参 考に各校区公民館の運営委員会や公民 館運営審議会等で次年度の市民講座を 含む各種講座等のあり方などについて 協議を行っていただいています。そう いった経緯を踏み多くの市民に学習機 会を提供しようと企画開設された講座 であっても、定員に満たないものや受 講希望者が極端に少なく開講できない ものもありますが、講座の廃止や新規 講座の開設を念頭に今後も講座内容や 学習時間帯等を含めてニーズの把握と その掘り下げに努めてまいります。
		必要な事業であると思う。 講座内容、実施日(曜日)、時間 等、市民のニーズに応えられるように お願いしたい。 また、定員割れの講座については様 子を見ながら、廃止をするなどの処置 も必要であると思う。	
		多くの人が学べるように、希望する 講座要望箱を設置する等、ニーズの掘 りおこしに努めてほしい。	
(社会教育課)	企画展開催事業	自分自身も「指宿まるごと博物館構 想」のマップを拝見しながら、改めて 指宿市の文化や歴史に触れ、知ること が多かった。この構想に基づき、さら に広く市民に文化的、歴史的資料、並 びに自然・産業等について、情報発信 し、なお一層の郷土意識の醸成に努め ていただきたい。 また、今後は、県内外への情報発信 にも努めていただきたい。	指宿を知ることがふるさと意識の醸 成につながるため、「指宿まるごと博 物館構想」に基づいて、地域の文化 財、自然、産業、施設、郷土芸能、伝 統行事、イベントなどを貴重な「展示 品」という位置づけでまちづくりや観 光推進に活かしてまいります。併せて 博物館でも施設の内外を問わず多種多 様な企画展を開催し、情報発信に努め てまいります。
		素晴らしい事業であるため、継続 し、発展させてほしい。 指宿市の観光にも使えるので市全体 でもバックアップをして欲しい。	

平成24年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
(市民スポーツ課)	学校体育施設開放事業の推進	<p>夏休みのプール開放については、監視員の依頼など、それぞれの学校で苦勞をしている。ただ、P T A事業を支援していただく上での監視員報酬補助金については、たいへん有難いことであり、今後ともぜひ予算化していただきたい。</p>	<p>P T A事業とするには、今後P T A代表等との協議が必要不可欠と思う。報酬補助等の支援方法については、どのような方法がよいのか、これまでの予算等と比較し関係課等とも協議しながら、支援していきたいと思う。</p>
		<p>学校のプール開放の監視員については、救命の研修を受けた者を1人でも配置することが望ましいと思う。学校のP T A会員や現在活動している学校応援団のメンバーの方でいいので、研修を受講していただき、配置するようにしてみてはどうか。</p> <p>学校体育館等の施設開放については、市民にとってスポーツが身近なものになるためには大切な事業であり、このまま継続していただきたいと思う。</p>	<p>P T A事業となった場合においても、市民の安全確保の上で、これまでどおり市が講習会を開催し、学校やP T A、プールを保持しているホテル・旅館等にも呼び掛けて実施していきたい。</p> <p>学校体育館等の施設開放については、登録及び使用許可申請の手続き方法の見直しを行ない、これまでどおり市民が身近に利用できる施設として継続していきたい。</p>

指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うため、指宿市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指宿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関関係者のうち、知見を有する者
- (2) 社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

平成 24 年度 指宿市教育委員会外部評価委員会委員

委員名	所属等
増利裕之	指宿市立指宿商業高等学校長
上村慎二	校長会代表（副会長）
上川路澄江	社会教育委員の会代表（副会長）
上村悦子	市地域女性団体連絡協議会代表（副会長）
川畑千恵子	市PTA連合会代表（柳田小PTA副会長）

※ 外部評価委員会設置の根拠法令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。